

# 事業所ごみの適正処理説明会

平成29年1月24日(火) 午後3時から

水俣市環境クリーンセンター  
(広域クリーンセンター2階大会議室)

# 説明会次第

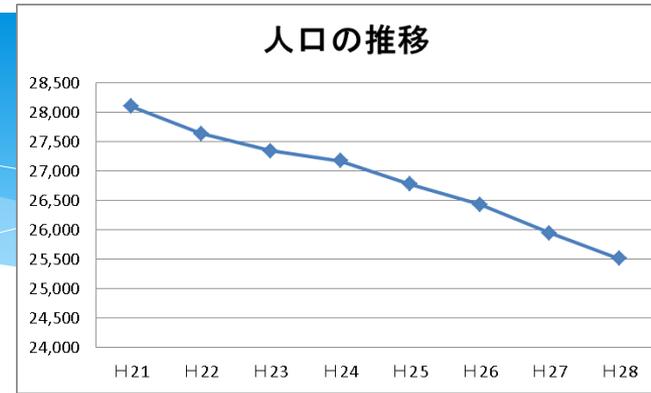
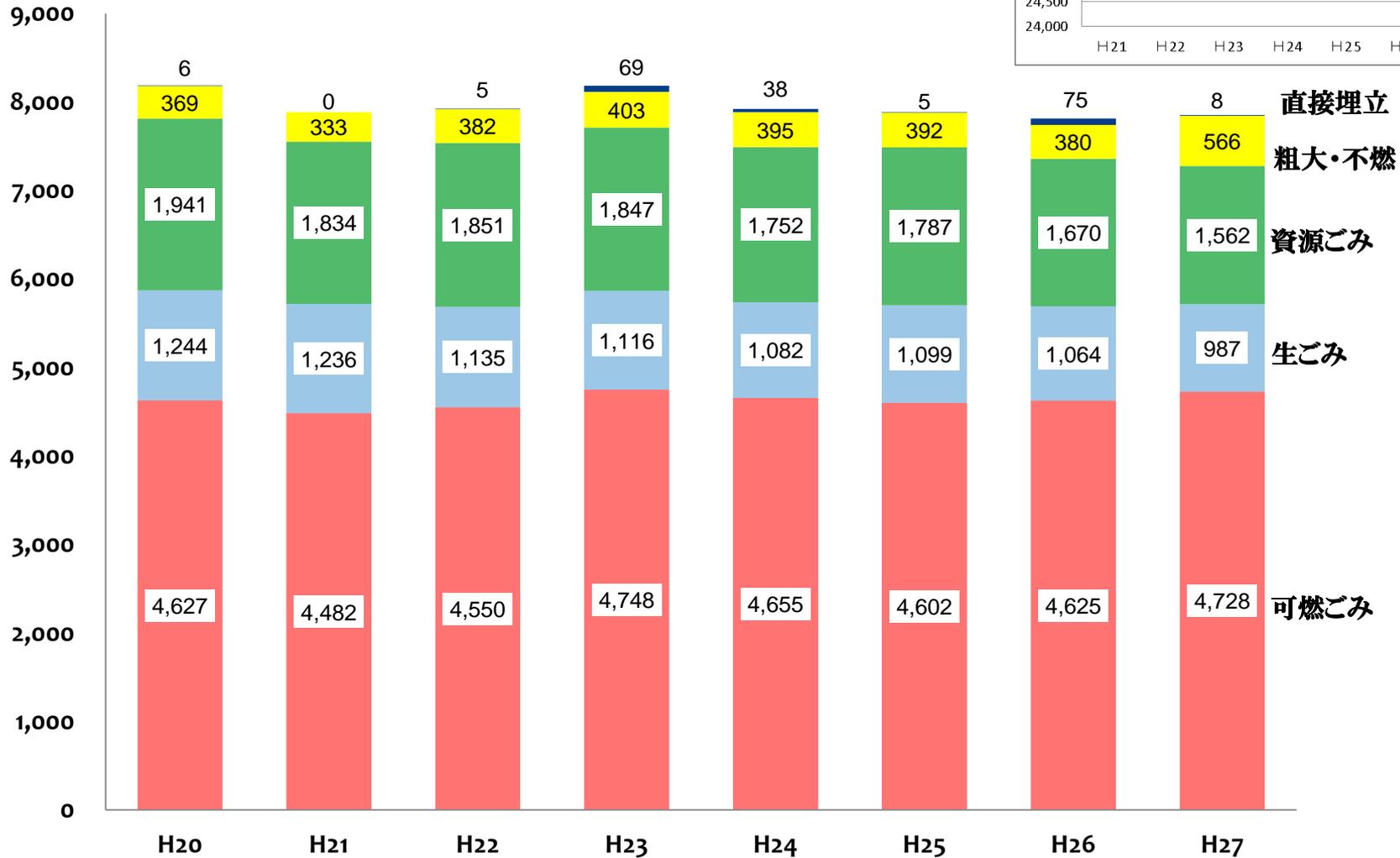
## 1 開 会

## 2 課長あいさつ

## 3 議 題

- (1) 水俣市のごみの状況について
- (2) 事業所ごみ(事業系廃棄物)適正処理について
- (3) その他(質疑、意見交換等)

# 水俣市のごみの推移



# 2割を占める事業系廃棄物

平成27年度 水俣市一般廃棄物搬入実績

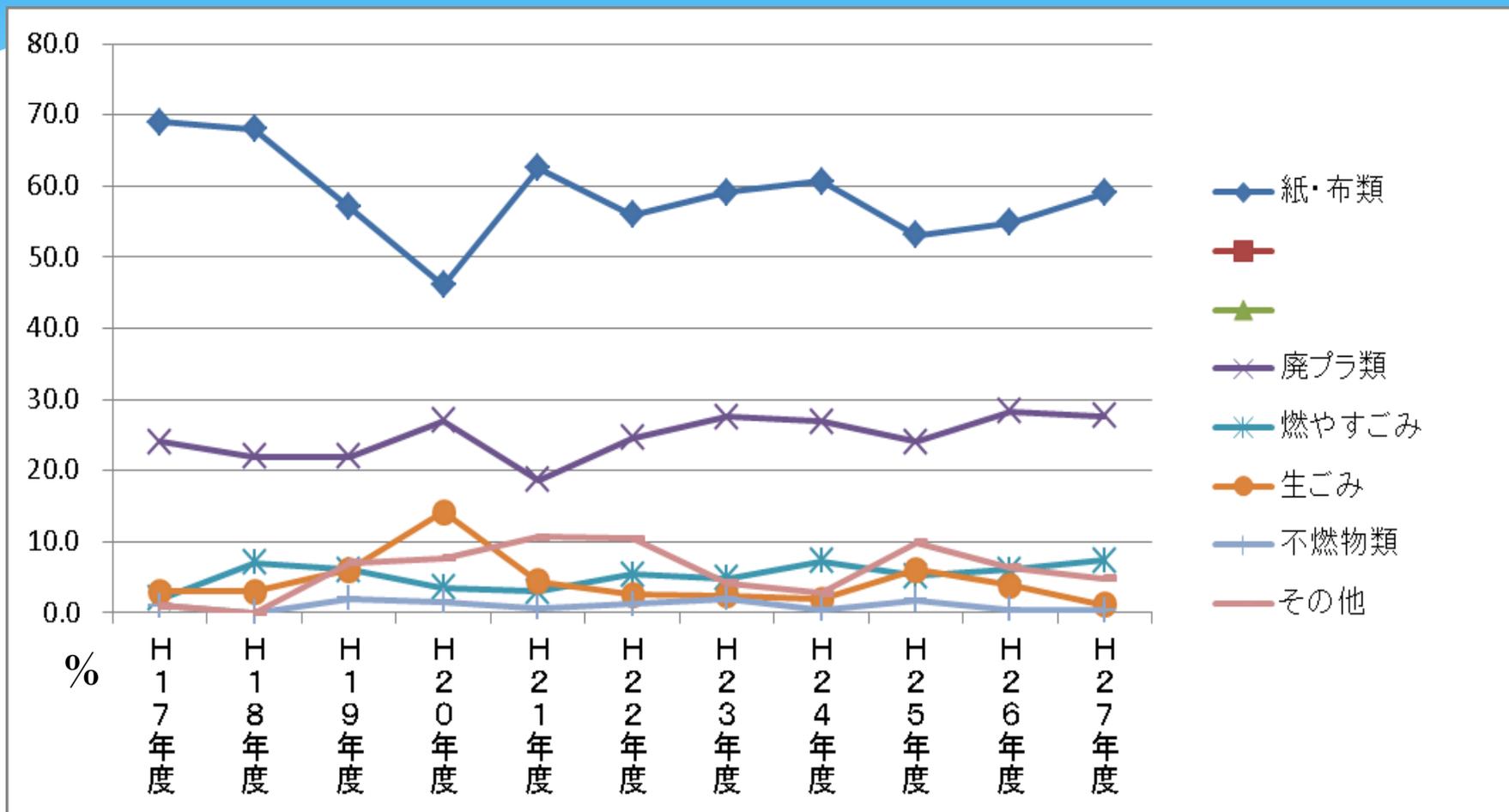
単位(t)

| 種別      | 総量    | 家庭系   | 事業系   | 事業系率  |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 可燃ごみ    | 4,728 | 3,528 | 1,200 | 25.4% |
| 生ごみ     | 987   | 768   | 219   | 22.2% |
| 資源ごみ    | 1,562 | 1,465 | 97    | 6.2%  |
| 粗大・不燃ごみ | 566   | 457   | 109   | 19.3% |
|         | 7,851 | 6,218 | 1,633 | 20.8% |

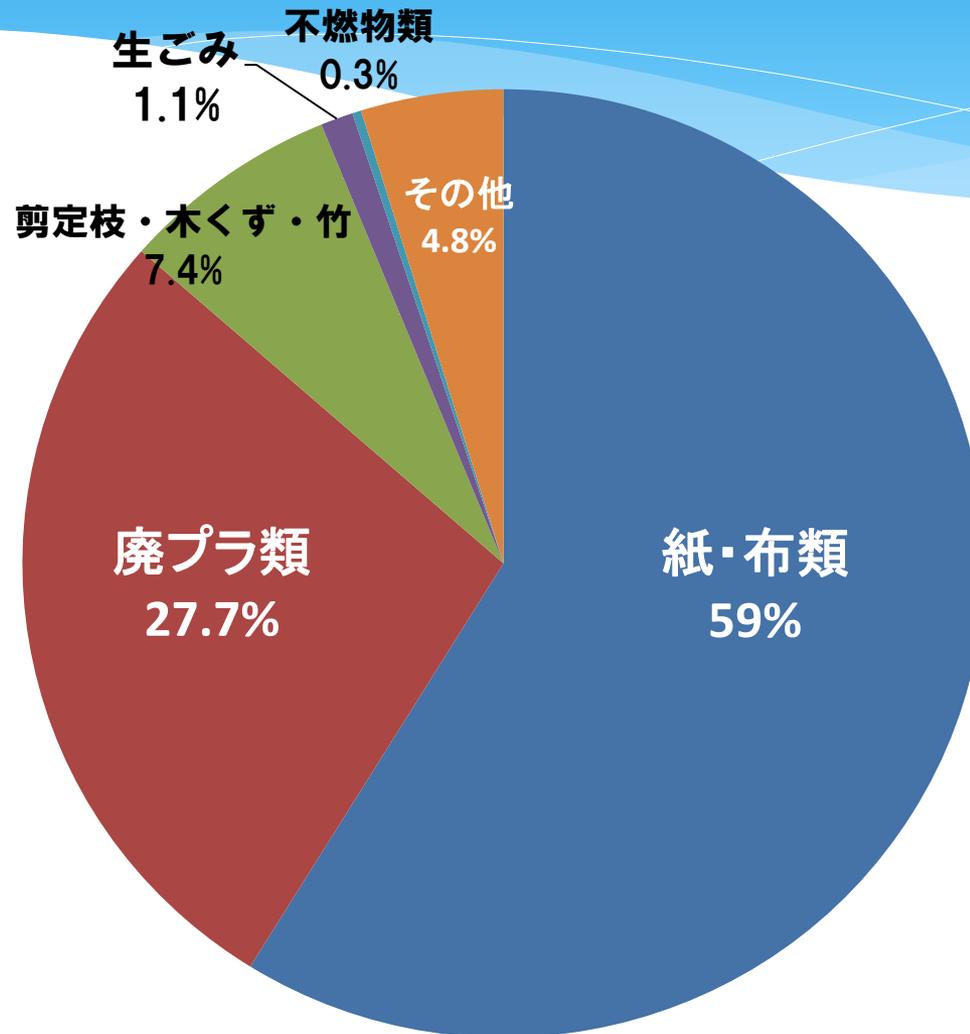
中でも可燃ごみ  
は25%以上

# ごみの組成分析結果

## (水俣芦北広域クリーンセンター調査結果)



# 平成27年度組成分析結果



# 廃棄物とは？

## (1) 廃棄物処理法における「廃棄物」の定義

### 廃棄物処理法第2条第1項(抜粋)

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

## (2) 廃棄物の該当性

### 総合判断説

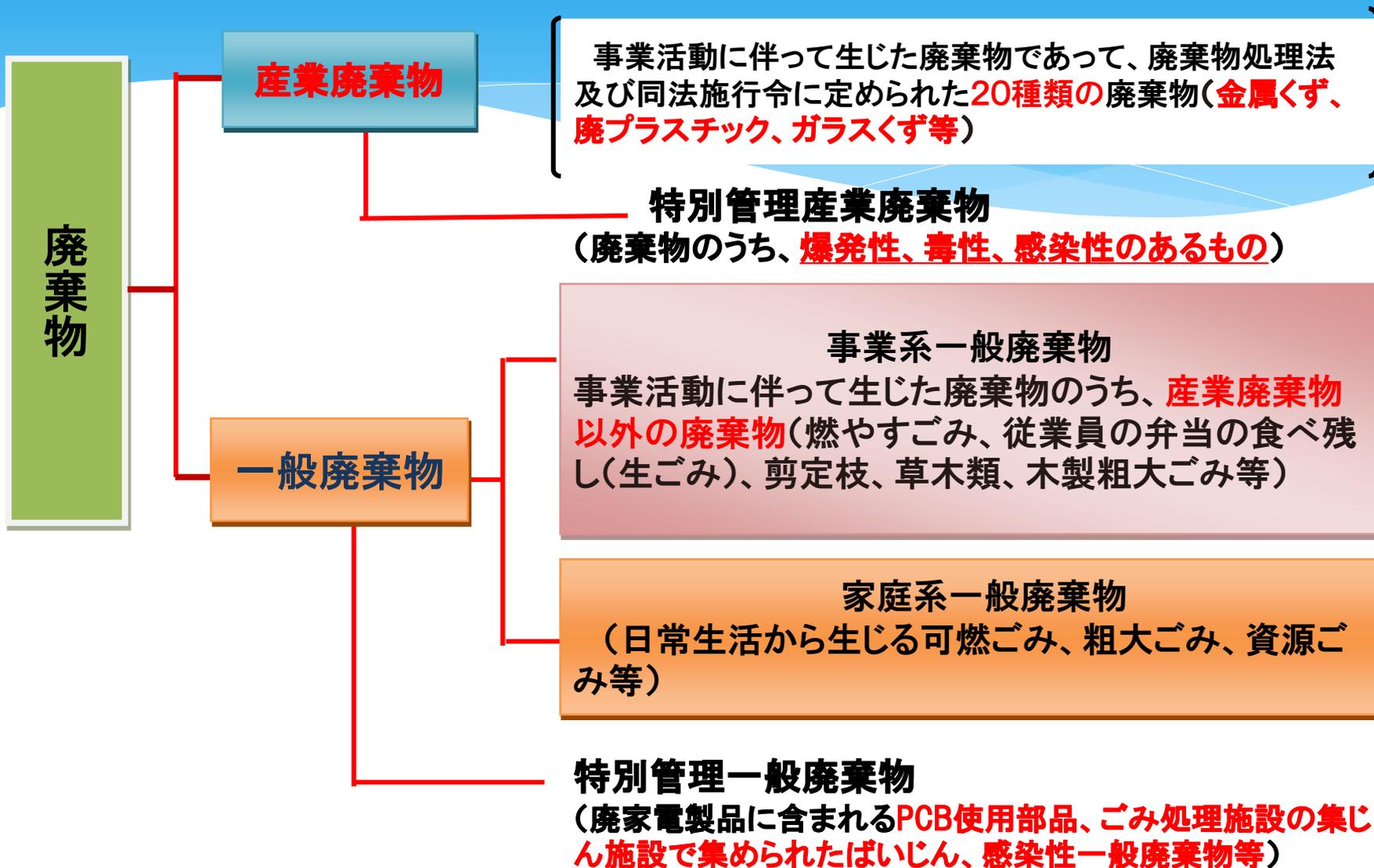
#### 廃棄物＝不要物

- ・占有者が自ら利用できない
- ・他人に有償売却できない → ※不要なものであっても有価で売却できるものは、「廃棄物」ではないため、廃棄物処理法の対象外

廃棄物の該当性の判断＝客観的に観念できるものではなく、  
次の事項を総合的に勘案すべきもの

- ・物の性状(固体or液状、組成等)
- ・排出の状況(どこからどのようにして排出されるか)
- ・通常の見取り形態(有価物or廃棄物)
- ・取引価値の有無(有償or無償or逆有償)
- ・占有者の意思(占有者の占有権放棄の意思の有無)

# 本市における廃棄物の区分・位置付け



# 産業廃棄物とは？

すべての事業活動に伴うもの(業種指定なし)

- |                         |
|-------------------------|
| ① 燃え殻                   |
| ② 汚泥                    |
| ③ 廃油                    |
| ④ 廃酸                    |
| ⑤ 廃アルカリ                 |
| ⑥ 廃プラスチック類              |
| ⑦ ゴムくず                  |
| ⑧ 金属くず                  |
| ⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑩ 鋳さい                   |
| ⑪ がれき類                  |
| ⑫ ばいじん                  |

特定の事業活動に伴うもの

- |                |
|----------------|
| ⑬ 紙くず          |
| ⑭ 木くず          |
| ⑮ 繊維くず         |
| ⑯ 動植物性残さ(生ごみ等) |
| ⑰ 動物系固形不要物     |
| ⑱ 動物のふん尿       |
| ⑲ 動物の死体        |

⑳ 施行令第2条第13号に定めるもの

①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの(例:コンクリート固形化物)

# 1 事業者の責務(自己処理責任等)

事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「水俣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で、**自己処理責任等**が次のように定められています。

## ☆ポイント①

## 自己処理責任

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

## ?「事業活動とは」

事業活動には、建設業や製造業はもとより農林水産業やホテル・旅館、会社の従業員寮、寄宿舎、下宿等の宿泊業、店舗、会社、工場、事務所等における生産、販売、事業管理活動や病院、学校、社会福祉施設等における医療・教育・福祉等のサービス、市役所を始めとする市の施設及び国、県等の官公署における行政サービス、自治会等の地域自治活動等、営利・非営利を問わず、幅広い活動が含まれます。

また、事業者には業種の種類や営利目的の有無、経営形態・規模(法人経営、一人親方等の大工・左官業等の個人事業所等)にかかわらず、全ての者を含みます。

## ?「自己処理とは」

自己処理とは、排出事業者が自ら廃棄物の処理を適正に行うことをいい、自ら処理できない場合の許可業者への委託処理も含みます。委託処理する場合、廃棄物処理法及び市条例で定める処理基準に従って処理しなければなりません。

## ?「委託処理とは」

委託処理とは、廃棄物の処理をすることができる許可業者に委託して行うことをいいます。その場合、排出事業者は廃棄物処理法及び市条例で定める委託基準に従って委託しなければなりません。

### ☆ポイント②

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の促進

- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。

### ☆ポイント③

国・県・市の施策への協力

- ③ 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する国・県及び市の施策に積極的に協力しなければなりません。

## 家庭ごみとの違い

### ● 事業所から排出されるごみは、市では収集しません。

事業者(排出者)が、**ごみの区分(産業廃棄物又は一般廃棄物若しくは有価物)**ごとに適正に分別し、それぞれ適正に自己処理するか、ごみの区分(産業廃棄物又は一般廃棄物)ごとに許可を持つ業者へ収集・運搬及び処分を委託してください。

なお、事業系一般廃棄物のうち、可燃ごみについては、許可業者への委託のほか、水俣芦北広域クリーンセンターへ自ら直接搬入することができます。

また、事業所から排出される木製の粗大ごみ及び資源物のうち**従業員の飲食等に伴い生じる空きかん、空きびん、ペットボトル、プラ製容器包装等**の家庭ごみと同一性状の資源物は、市環境クリーンセンターに自ら直接搬入するか、民間処理施設等への直接搬入若しくは再生利用事業者又は資源回収業者へ引き取りを依頼してください。

★ **事業所のごみを各自治会等で設置・管理している可燃ごみ及び資源ごみステーションに出すことは法律違反に当たる場合があります！**

※ごみがきちんと処理されないと、委託した排出者が責任を問われます！

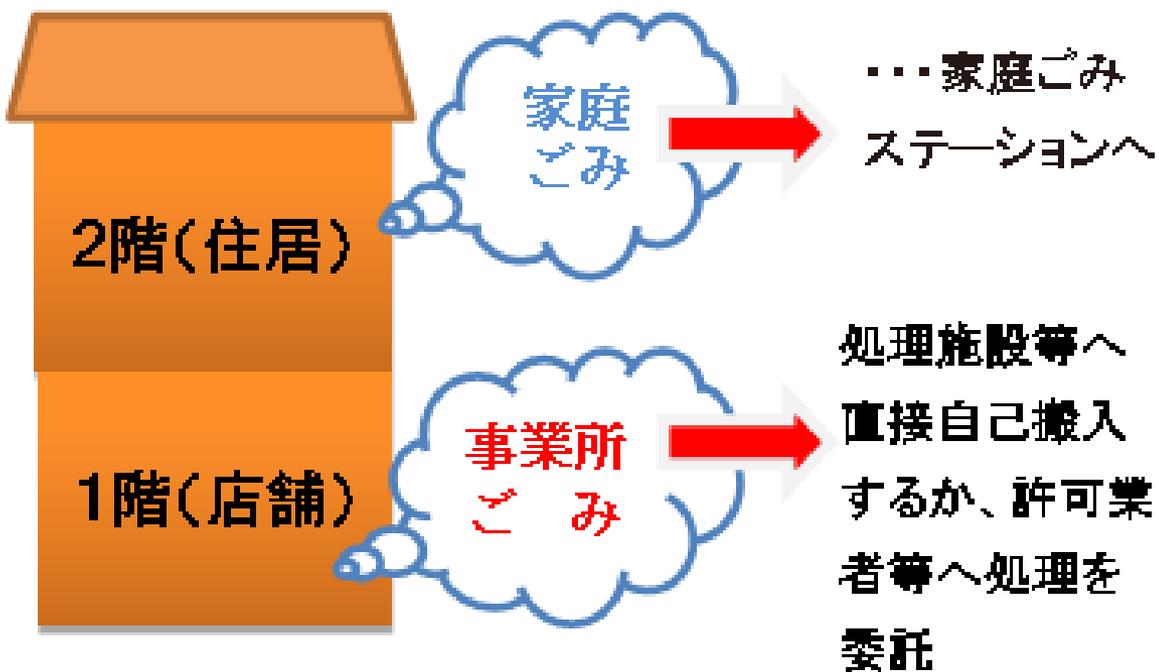
**！ 違反すると、廃棄物処理法第25条、第32条等の規定により以下の罰則が科せられることがあります**

5年以下の懲役若しくは1千万円(法人及びその代表者等の場合は3億円)以下の罰金又はその両方が科せられます。

**※野焼き(野外焼却)も原則禁止されています。**

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその両方が科せられます。

**！ 住居と店舗が同じ建物の中でも、ごみは、別々に処理してください。**



## 市及び広域行政事務組合の処理施設の受入基準等(H28年4月1日現在)

| 区分                             | 事業系<br>可燃ごみ                                     | 事業系<br>資源ごみ                           | 事業系<br>粗大ごみ                               | 手数料  |
|--------------------------------|---|---------------------------------------|---|--|
| 水俣市環境クリーンセンター(資源化施設及び粗大ごみ処理施設) | /   | 従業員の飲食に伴い生じた空き缶、空きびん、ペットボトル、プラ製容器包装など | 木製の家具(縦横高さがそれぞれ2m以内で、金属・プラスチック等が付いていないもの) | 焼却処理を要しないもの1kg当たり3円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額                            |
| 水俣芦北広域クリーンセンター(可燃ごみ焼却(溶融)施設)   | 再生できない紙類・繊維くず、はぎれ、剪定枝、草木類等、リサイクルできない一般廃棄物(可燃ごみ) | /                                     | /   | 30kgまでは、300円、30kgを超える場合は、30kgごとに300円を加算して算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額 |

※ 廃棄物処理法第7条第12項で、収集運搬の許可及び処分の許可を受けた者は、市の定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないこととされています。

※ 本市の場合、事業系一般廃棄物の収集・運搬手数料については、市条例の定めはないが、上記のとおり「処分」については手数料の定めがある。

# 事業所ごみ(資源物を含む。)の搬入状況等について

| <b>主な産業廃棄物<br/>(すべての業種、事業所)</b>    | <b>本市(広域を含む。)における現在の対応状況等</b>                   |
|------------------------------------|---|
| <b>廃プラスチック類<br/>(容器包装プラスチック含む)</b> | 現在、資源物又は可燃ごみとして受け入れているが、本来、産業廃棄物のため、今後、見直し予定    |
| <b>廃食用油(廃油)</b>                    | 現在、資源物として受け入れているが、本来、産業廃棄物のため、今後、見直し予定          |
| <b>ゴムくず</b>                        | 現在、不燃埋立ごみ又は可燃ごみとして受け入れているが、本来、産業廃棄物のため、今後、見直し予定 |
| <b>金属くず</b>                        | 現在、資源ごみ又は不燃埋立ごみとして受け入れているが、本来、産業廃棄物のため、今後、見直し予定 |
| <b>ガラスくず(空きびん等)</b>                | 現在、資源ごみ又は不燃埋立ごみとして受け入れているが、本来、産業廃棄物のため、今後、見直し予定 |

## (特定業種のみ産業廃棄物)

|                    |   |
|--------------------|---|
| <b>動植物性残さ(生ごみ)</b> | 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物は、産業廃棄物、それ以外の業種の場合、一般廃棄物 |
| <b>木くず、紙くず</b>     | 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)等、一部の特定業種から出る場合は、産業廃棄物、それ以外の業種の場合、一般廃棄物         |

**※ 本年度(H28年度)から、搬入時に個別指導を行います。正式な見直しの時期等については、今後、関係事業者等からの意見等を踏まえて、決定する予定です。**

# 市の処理施設（環境クリーンセンター）における 「あわせ産廃」の処理について

（※廃棄物処理法第11条第2項に基づく市町村の任意事務）

市の処理計画で定める分別方法に基づいて分別された次に掲げる少量（概ね**1日300kg以内**）の産業廃棄物（事業系資源物）に限り、市の施設に搬入することができます。

従業員の飲食等に伴い発生する家庭ごみと同一の性状のもの

- ①飲料用空缶
- ②空きびん
- ③容器包装プラスチック
- ④ペットボトル

これら以外の産廃（金属くず、廃プラ等）は、  
処理できる業者へ！

※ 広域クリーンセンターへの紙類、木くず等の事業系一般廃棄物（可燃ごみ）以外の産業廃棄物（廃プラスチック類等）の持込み（あわせ産廃）処理については、水俣芦北広域行政事務組合において、現在、見直しを検討中です。

# 可燃ごみへの異物混入について

分別ができていない場合は、原則、受入れしません。



収集運搬の委託を受けた許可業者の方も、排出事業所から引き受けてはいけません！

黒い袋や米袋、肥料袋等で中身が確認できない袋に入れてあるものの



# 搬入物展開検査の実施

市の施設等(環境クリーンセンター及び広域クリーンセンター)に搬入される事業系一般廃棄物の中には、**産業廃棄物(主に発泡スチロールやペットボトルなどの廃プラスチック類)**や**資源化可能な紙類などの搬入不適物の混入**が見受けられることから、これらの搬入を防止するため、搬入物検査を実施します。

検査において搬入不適物が発見された場合、収集運搬業者等から事情聴取のうえ指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対して、事業系廃棄物の処理状況の確認、一般廃棄物・産業廃棄物の適正区分・適正処理などについて個別指導等を実施します。



抜き打ちで行  
います！

# 飲食店(レストラン)から持ち込まれた 大量の業務用プラ製容器(豆腐パック、弁当容器等)



指定法人(容器包装リサイクル協会)が各市町村からの委託を受けて引取る容器包装は、**家庭から排出される容器及び包装**であり、飲食店等の事業所から事業活動に伴い排出される容器包装プラは、指定法人ルート(容器包装リサイクル協会)に出せない**基準不適合物**です！

(※一般廃棄物処理施設である市の施設では、本来、受入れできない**産業廃棄物**です。産業廃棄物の許可業者に委託し、再資源化等、適正処理をお願いします。)

# ある事業所が持ち込んだ事業系廃棄物 (産業廃棄物の違法な搬入事例)



家電リサイクル法  
の対象品目であ  
る冷蔵庫を違法  
に解体し、搬入し  
たもの

## 適正な事業所ごみ(産業廃棄物及び事業系一般廃棄物)の処理と委託の流れ

事業活動に伴い発生したごみは、排出者(事業者)の責任の下、「適正分別・適正排出」→「収集・運搬」→「適正処理」の順で処理しなければなりません。

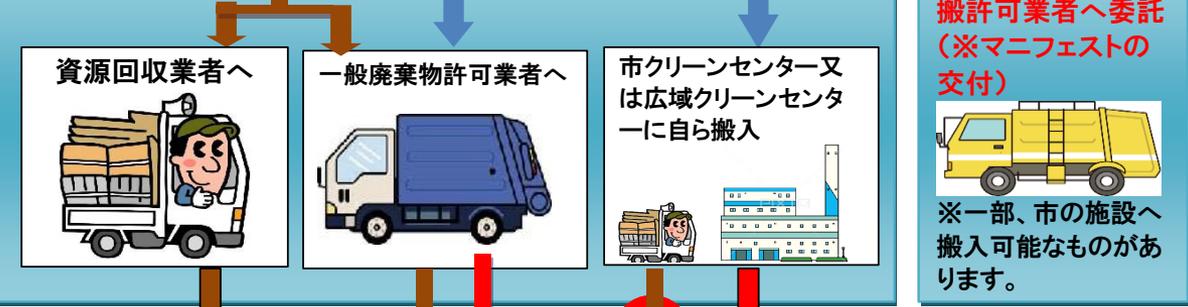
収集・運搬を許可業者に委託する場合にあっても、最終的にごみが適正に処理されるまでの責任は、そのごみを排出する事業者が負わなければなりません。

事業所内の分別の徹底とごみの排出抑制、適正処理のために処理の流れを把握しましょう。

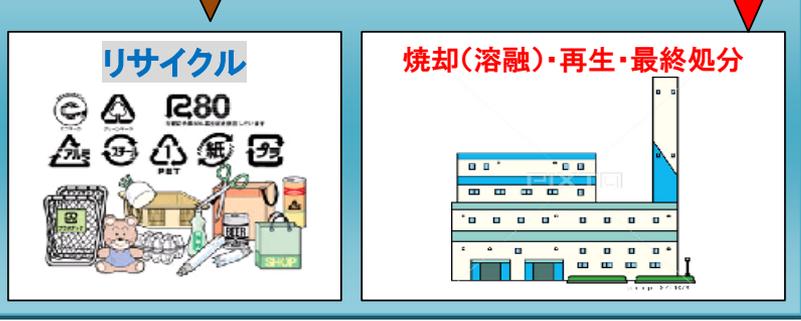
# (1)適正分別・適正排出



# (2)収集・運搬



# (3) 処理



事業所全体で、ごみの種類ごとに処理の流れを確認し、排出抑制、資源化、適正処理に取り組みましょう!

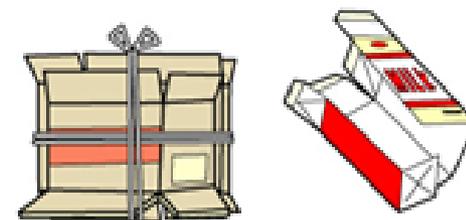
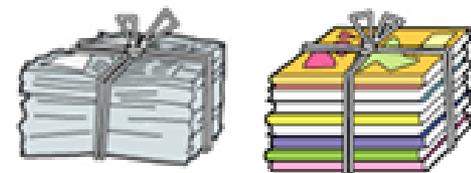
アルミ スチール

# 古紙類のリサイクル

## ごみ減量とリサイクルの主役は、「紙ごみ」！！

事務所から出る多量の紙ごみや、流通業(小売店)の段ボール等は、分別の徹底によって減量効果が大きく見込めます。1kgの紙パックは約5個のトイレトーパーに再生されます。

一般的な分別は、新聞・チラシ、段ボール、雑誌、OA用紙、紙パック等ですが、分別方法や回収頻度等は業者と相談してください。



### ■ 受入れ先

市内の一般廃棄物収集運搬許可業者及び民間の古紙回収業者になります。事前に各業者へ御相談ください。

※ 広域クリーンセンター(焼却施設)では、資源化できる古紙類は、原則、受入れできません。また、市環境クリーンセンター(資源化施設)でも、少量排出事業所(1日100kg以下)以外の事業所から排出される古紙類は、原則、受入れできません。

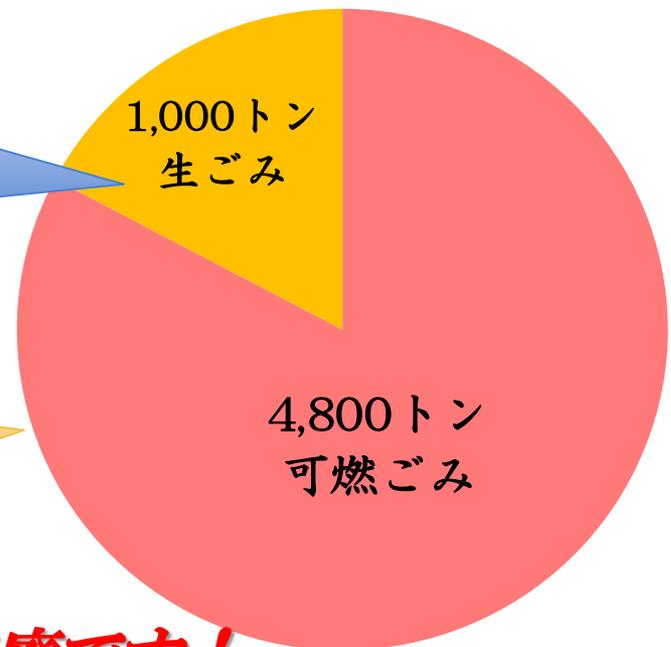
# 事業系食品廃棄物(生ごみ)のリサイクル

生ごみの80%は水分です。各事業所では、水切りを徹底し、燃やすごみと分別して再資源化に取り組むなど、適正処理をお願いいたします。

特に、食品製造・加工業、飲食店、ホテル、旅館、スーパー、青果店、鮮魚店等の食品関連事業者は、食品リサイクル法により、食品ロスの削減、食品廃棄物の排出抑制、再資源化等に取り組む責務が規定されています。

うち、事業系の生ごみが約200t  
再資源化には、約14円/Kgの税金  
がかかっています。

平成27年度  
可燃ごみ及び生ごみの処理量実績



**注意!**

食品製造・加工業から出る生ごみは、**産廃です!**

市及び広域の処理施設(クリーンセンター)には持込めません。

# 生ごみリサイクルのポイント

## ポイント 1

### 発生を抑制する

食材管理の徹底や使い切りを心がけ、タイムサービスセール、小盛メニュー、バラ売りの導入など、無駄をなくし、食品ロス削減に取り組みましょう。

## ポイント 2

### 水切りを徹底する

食品廃棄物の8割余りは水分です。水切りを徹底することで、大幅に減量でき、処理費用の削減につながります。

## ポイント 3

### 再生利用する

飼料化・堆肥化等のリサイクルを行う処分業者に委託しましょう。

キエーロ(生ごみ処理器)や業務用の生ごみ処理機を導入し、資源化するなどの方法もあります。

容器包装、食器、楊枝その他の異物や再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別して排出することが大切です。

## ポイント 4

### リサイクルの環

安定したリサイクルのため、関係機関や取引先等との連携を図り、食品廃棄物を原料とした飼料や肥料を利用して生産された農畜産物の利用やお客様(消費者等)との連携による飲食店等における「30・10運動」の導入等、資源循環型の事業運営に取り組みましょう。



ご存知ですか？

**「3010(さんまる・いちまる)」運動**

食事や宴会の席などで、**最初の30分と最後の10分は席に戻って料理を楽しみ、家庭や飲食店などでの食べ残し(食品ロス)を削減しよう**という取り組みで、長野県松本市で始まり、現在、全国の多くの自治体に広がっています

# コンビニのごみはどうなるの？

有価物とならないものについては、すべて廃棄物となります。

このうち、ペットボトル、空き缶、プラスチックごみは、産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず)に該当し、コンビニエンスストアが排出事業者となります。きちんと分別し、産業廃棄物の許可業者に委託し、適正に処理してください。

紙ごみは、有価物とならないものは事業系一般廃棄物になりますが、資源化できる紙類は、古紙再生業者や一般廃棄物処理業者等に引き渡し、再資源化できない汚れた紙ごみなどは、事業者が直接クリーンセンターに持ち込むか、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託して適正に処理してください。

プラ製の容器・包装は、産廃廃棄物になりますので、原則、クリーンセンターへは持ち込めません。

食べ残し等の生ごみは、可燃ごみと分別した場合には、資源ごみとして、クリーンセンターに持ち込めます。



pixta.jp - 13608260

水俣市内の事業所の皆さんへ

## 事業所ごみ(事業系廃棄物) 適正処理ガイドブック

市民・事業者・行政が一体となって取組む  
ゼロ・ウェイスト(ごみゼロ)のまちづくりに向けて



平成28年10月  
水俣市環境クリーンセンター

市のホーム  
ページに掲載  
しています！

<http://118.22.15.147/Material/14275.pdf>

水俣市ホームページ  
↓  
環境モデル都市  
↓  
ごみ減量の取り組み  
↓  
事業所ごみ(事業系廃棄物)適正処理  
ガイドブックの策定について

## 目次

- 1 事業者の責務……………P1
- 2 廃棄物とは？……………P3～P6
- 3 適正な廃棄物の処理と委託の流れ……………P7
- 4 事業所ごみ・資源物の分け方と出し方…P8
  - (1) 事業系一般廃棄物の処理方法…P9
  - (2) 産業廃棄物の処理方法……………P10
  - (3) 資源物の処理方法……………P11～12
- 5 よくある問合せQ&A……………P13～15
- 6 水俣市一般廃棄物収集運搬・処分許可業者一覧…P16

# 平成28年度一般廃棄物処理計画(抜粋)

| 種 別                   | (単位:t)  |         |
|-----------------------|---------|---------|
|                       | H27     | H28(計画) |
| 可燃ごみ                  | 4,728   | 4,500   |
| 生ごみ                   | 987     | 1,000   |
| 資源ごみ                  | 1,562   | 1,600   |
| 粗大・不燃                 | 566     | 400     |
| 直接埋立                  | 8       | 30      |
| 搬入量 合計                | 7,851   | 7,530   |
| 埋立量                   | 634     | 600     |
| 資源化量                  | 2,904   | 2,849   |
| リサイクル率                | 37.0%   | 37.8%   |
| 人口(人)                 | 25,944  | 25,944  |
| 1人当たりのごみ量(kg/人)       | 303     | 291     |
| 1人当たり1日あたり(g/人/日)     | 830     | 797     |
| 決算額又は予算額(ごみ処理費)<br>千円 | 502,436 | 513,615 |

# 平成28年度一般廃棄物処理資源化計画

| 品 目          |            | 重量(kg)    |           |
|--------------|------------|-----------|-----------|
|              |            | H27       | H28       |
| 有<br>価<br>物  | 生きびん       | 20,759    | 20,000    |
|              | 雑びん        | 184,052   | 190,000   |
|              | 新聞         | 299,260   |           |
|              | 段ボール       | 136,010   | 800,000   |
|              | 雑紙         | 349,820   |           |
|              | 布類         | 156,660   | 150,000   |
|              | アルミ缶       | 43,869    | 45,000    |
|              | スチール缶      | 28,770    | 35,000    |
|              | Bプレス       | 84,260    | 90,000    |
|              | ペットボトル     | 54,550    | 60,000    |
|              | ペットボトルのふた  | 1,312     | 1,500     |
|              | 電気コード      | 2,890     | 3,000     |
|              | 鉄くず        | 13,330    | 6,000     |
|              | 食用油        | 4,278     | 4,000     |
|              | その他プラ      | 3,993     | 4,000     |
|              | 牛乳パック      | 123       |           |
| 逆<br>有<br>償  | 生ごみ        | 977,150   | 1,000,000 |
|              | 容器包装プラ     | 145,780   | 140,000   |
|              | 小型家電       | 450       | 1,500     |
|              | 乾電池        | 14,690    | 12,000    |
|              | 蛍光管        | 4,917     | 7,000     |
|              | 木くず・コンクリート | 111,600   | 0         |
| 可燃物 ⇒ 溶融スラグ④ |            | 265,427   | 270,000   |
| 資源化量 合計      |            | 2,903,950 | 2,839,000 |

● 産業廃棄物の処理等に関する問合せ先等

(1) 産業廃棄物の処理に関すること

熊本県水俣保健所 (〒867-0061 熊本県水俣市八幡町2丁目2-13)

TEL 0966-63-4104

(2) 産業廃棄物処理業許可業者一覧

熊本県ホームページURL [http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_636.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_636.html)

(3) 一般社団法人 熊本県産業資源循環協会((旧)熊本県産業廃棄物処理協会)

〒861-8010 熊本県熊本市東区上南部2丁目1番113号

Tel.096-213-3356 Fax.096-213-3362

ホームページURL <http://www.kuma-sanpai.or.jp/>

● 家電リサイクル法に基づく特定家電4品目(テレビ、エアコン、冷凍庫・冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機)の指定引取場所 白井商会(水俣市月浦36-1) TEL63-9082

● 使用済小型家電リサイクル法に基づく小型家電(携帯電話、デジカメ等)認定事業者及びパソコンリサイクル資源化施設

アクトビーリサイクリング(株)(水俣市塩浜町278-6) TEL62-3300

● 食品廃棄物(生ごみ)再生資源化(リサイクル)業者等

(1) 食品リサイクル法登録再生利用事業者 (株)吉永商会 TEL0966-63-6272

(2) 産業廃棄物(動植物性残さ)及び一般廃棄物(生ごみ)の処理(肥料製造)

許可業者 環境総合技術センター(株) TEL 63-0110